

受講手続き案内

小型移動式クレーン運転技能講習

佐賀労働局長登録1-14

有効期間満了日 令和11年3月30日

つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン（小型移動式クレーン）の運転の業務については、移動式クレーン運転士免許所持者又は本講習を修了した者でなければ就業できません。

- ① 期日 申込書のとおり
- ② 場所 学科、実技とも：当協会講習場（小城市三日月町堀江1721 電話0952-37-8277）
- 2 定員 各20名（定員になり次第締め切ります。但し5名に達しない時は中止になる場合があります。）
- 3 講習科目の一部免除を受けることが出来る方は次のいずれか一つの資格を有する方です。

① ○玉掛け技能講習修了、○床上操作式クレーン技能講習修了、○クレーン・デリック運転士免許、○旧クレーン規則に規定するクレーン運転士免許又はデリック運転士免許、○揚貨装置運転士免許

建設業法施行令に規定する1級の建設機械施工技術検定合格者で実技試験においてショベル系、若しくは基礎
② 工用建設機械操作施工法を選択した者、又は、2級の第2種、若しくは第6種の建設機械施工技術検定合格者
か車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習修了者

（免除を受けたい方は、資格を証する修了証、免許証等の写しを申込書に添付のうえご提出ください。）

- 4 講習科目・時間・受講料（申込書の2ページ目に掲載）
- 5 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票をご確認ください）
- ④ 3の①②の免許証か修了証の写し（詳細は申込書兼受講票をご確認ください）

- (1) 持参の場合：当協会窓口「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会

- (3) 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。

（※FAXは、高画質で（解像度を上げて）お送りください。）

（※FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。）

[振込口座] 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。 [佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、[適格請求書等に該当する領収証を発行](#)します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの（申込書の次頁に掲載）と一緒に[受講される方に必ず、お渡し](#)ください。
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。